

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局 商务部 海关总署关于印发 《出口收结汇联网核查办法》的通知</p> <p style="text-align: center;">发布时间:2008-07-02 文号:汇发【2008】29号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、 外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门；海关总署广东分署，各直属海关；各中资外汇指定银行：</p> <p>为加强出口交易与收结汇真实性及其一致性的审核，国家外汇管理局、商务部、海关总署联合制定了《出口收结汇联网核查办法》（以下简称《办法》），自2008年7月14日起施行。</p> <p>现将《办法》印发，请遵照执行，并转发辖内相关机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局、商务部、海关总署反馈。</p> <p>联系电话： 国家外汇管理局 经常项目管理司： (010)68402450 资本项目管理司：(010) 68402163 信息中心：(010) 68402499 商务部财务司：(010) 65197680 海关总署监管司： (010) 65195375、65195942 科技司：(010) 65194852 中国电子口岸数据中心： (010) 85193779 13911026803</p> <p style="text-align: right;">国家外汇管理局 商务部 海关总署 二〇〇八年七月二日</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局 商務部 税関総署 「輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合・審査弁法」の公布に関する通知</p> <p style="text-align: center;">公布日:2008-07-02 通達番号:匯発【2008】29号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部，深圳、大連、青島、厦門、寧波市分局；各省、自治区、直辖市、計画単列市及び新疆生産建設兵団商務主管部門；税関総署広東分署、各直屬税関；各中資外為指定銀行：</p> <p>輸出取引及び外貨受取・人民元転の真实性、一致性の審査を強化するため、国家外貨管理局、商務部、税関総署が合同で「輸出外貨受取・人民元転オンライン照合・審査弁法」（以下「弁法」と略称）を制定し、2008年7月14日より施行する。</p> <p>ここに「弁法」を發布する。これに従って執行し、所轄の関係機構へ転送されたい。執行中に問題があれば、適宜に国家外貨管理局、商務部、税関総署へ報告すること。</p> <p>連絡先： 国家外貨管理局 經常項目管理司：(010)68402450 資本項目管理司：(010) 68402163 情報センター：(010) 68402499 商務部財務司：(010) 65197680 税関総署監管司：(010) 65195375、65195942 科技司：(010) 65194852 中国電子口岸データセンター： (010) 85193779・13911026803</p> <p style="text-align: right;">国家外貨管理局 商務部 税関総署 2008年7月2日</p>

<p style="text-align: center;">出口收结汇联网核查办法</p>	<p style="text-align: center;">輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合・ 審査弁法</p>
<p>第一条 为完善企业货物贸易出口收结汇管理，加强出口交易与收结汇的真实性及其一致性的核查，根据《中华人民共和国外汇管理条例》，制定本办法。</p>	<p>第一条 企業貨物貿易輸出外貨受取・人民元転の管理を改善し、輸出取引及び輸出外貨受取・人民元転の真実性、一致性の審査を強化するため、「中華人民共和国外貨管理条例」に基づき、本弁法を制定する。</p>
<p>第二条 出口收结汇应当具有合法、真实的交易背景，并按照本办法规定，通过出口收结汇联网核查系统（以下简称核查系统，网址为http://www.chinaport.gov.cn），进行出口电子数据等联网核查。</p>	<p>第二条 輸出外貨受取・人民元転は、合法、且つ事実の取引背景を有し、本弁法の規定に従い、輸出外貨受取の照合・審査システム（以下「照合・審査システム」と略称、ネット上のアドレスはhttp://www.chinaport.gov.cn）、輸出電子データのオンライン照合・審査を行う。</p>
<p>第三条 核查系统依据海关提供的企业出口货物报关单有关数据和外汇局提供的企业出口预收货款数据，结合企业贸易类别及行业特点等，产生企业与出口对应的可收汇额。</p>	<p>第三条 照合・審査システムは税関が提供した企業輸出貨物通関申告書の関連データ、外管局が提供した企業の輸出前受金データ、及び企業の貿易分類と業界の特徴等と併せ、当該輸出の外貨受取限度額が決められる。</p>
<p>第四条 企业出口收汇（含预收货款，下同），应当先进入银行直接以该企业名义开立的出口收汇待核查账户（以下简称待核查账户）。待核查账户收支范围由外汇局规定。</p>	<p>第四条 企業の輸出受取外貨（前受金を含む、以下同様）は、まず銀行が当該企業名義で直接開設した輸出外貨受取照合・審査待ち口座（以下「照合・審査待ち口座」と略称）へ振り込む。照合・審査待ち口座の収支範囲は外管局が決める。</p>
<p>第五条 出口收汇进入待核查账户后，需要结汇或者划出的，企业应当如实填写《出口收汇说明》（见附件），连同中国电子口岸操作员 IC 卡，一并提交银行办理。</p>	<p>第五条 輸出受取外貨が照合・審査待ち口座に入金された後、人民元転もしくは引出しの必要がある場合、企業は「輸出外貨受取説明」（添付資料をご参照）の記入を確実にし、中国電子通関操作員 IC カードと共に銀行へ提出し、手続を行う。</p>
<p>银行应当凭企业及自身操作员 IC 卡登录核查系统，对企业出口收汇进行联网核查，并按</p>	<p>銀行は企業及び銀行自身の操作員 IC カードを以って、照合・審査システム上で、企業輸出受取</p>

照本办法规定，在企业相应出口可收汇额内办理结汇或划出资金手续，同时在核查系统中核减其对应出口可收汇额。银行不得超过核查系统内企业出口可收汇额为其办理结汇或者划出资金手续。

第六条 一般贸易、进料加工贸易或者边境小额、对外承包出口等其他贸易项下出口可收汇额，按出口货物报关单成交总价之和确定。

来料加工贸易项下出口可收汇额，按出口货物报关单成交总价与收汇比例的乘积累加之和确定。

预收货款项下可收汇额，按企业依有关外债管理规定办理预收货款登记情况，结合企业出口收汇及其所属行业特点等确定。出口买方信贷项下企业提前收汇，纳入该企业预收货款可收汇额管理。

第七条 按规定不需办理货物报关项下的出口收汇，进入待核查账户后需要结汇或者划出资金的，除本办法第五条规定的单证外，企业还应向银行提供盖有银行业务公章的涉外收入申报单正本和邮寄货物清单。银行登录核查系统，记录对应的涉外收入申报号和收汇金额后办理。

代理出口业务应当由代理方负责出口和收汇，其收结汇按照本办法规定进行联网核查。如需原币划转给委托方的，应当在联网核查后划入代理方经常项目外汇账户，再按照境内外汇划转管理有关规定办理。委托方收取代理方

外貨のオンライン照合・審査を行い、本弁法の規定に従い、企業の輸出外貨受取限度額の範囲で人民元転もしくは資金引出しを行う。同時に照合・審査システムで当該企業の相当する外貨受取限度額を減額する。銀行は照合・審査システムでの企業輸出外貨受取限度額を超えて、人民元転もしくは資金引出しを行ってはいけない。

第六条 一般貿易、進料加工貿易もしくは小額国境貿易、対外負請輸出等のその他貿易項目下の外貨受取限度額は、輸出貨物通関申告書の取引総額の合計で確定する。

来料加工貿易項目下の輸出外貨受取限度額は、輸出貨物通関申告書の取引総額と外貨受取比率の積の合計で確定する。

前受金項目下の外貨受取限度額は、企業の関連外債管理規定に基づいた前受金登記状況によって、企業の輸出外貨受取及びその業界の特徴と併せ、確定する。バイヤーズ・クレジット項目下の企業の事前受取外貨は、当該企業の前受金外貨受取限度額に組み入れて管理する。

第七条 規定に基づく貨物通関申告不要項目下の輸出外貨受取の場合、照合・審査待ち口座に入金し、人民元転もしくは資金引出しの必要がある場合、本弁法第五条で定めた書類以外に、企業は銀行へ銀行の業務公印を押捺した対外収入申告書の原本及び郵送貨物リストを提供しなければならない。銀行は照合・審査システムにアクセスし、相当する対外収入申告番号と外貨受取金額を記入して、手続を行う。

代理輸出業務は、代理者側が輸出及び外貨受取を行うべきで、その外貨受取・人民元転は、本弁法の規定に従い、オンライン照合・審査を行う。外貨を委託者側へ振り替える必要があれば、オンライン照合・審査を行った後、代理者側經常項目

原币划转时，不得进入其待核查账户，不再办理联网核查手续。

出口押汇、无追索权的福费廷和出口保理等贸易融资项下出口收结汇，按照本办法规定进行联网核查。

第八条 企业因故申请将出口收汇退回境外的，按照外汇局出口收汇核销管理有关退赔外汇的相关规定办理。

第九条 银行和企业可根据业务需要，向所在地中国电子口岸制卡分中心申领操作员 IC 卡，取得相应授权。企业可凭其操作员 IC 卡登陆核查系统，查询与出口对应的可收汇额。

第十条 外汇局应当加强对银行和企业办理出口收结汇的现场和非现场检查，对违反外汇管理规定的，依据《中华人民共和国外汇管理条例》及其他相关规定予以处罚。商务部门应当加强对外贸经营权的备案管理，促进对外贸易规范发展，对违反对外贸易管理规定的，依据有关法律、法规予以处罚。海关进一步加强出口货物监管，规范企业出口申报行为，对违反海关法规定的，依据《中华人民共和国海关法》、《中华人民共和国海关行政处罚实施条例》予以处罚。

第十一条 具有对外贸易经营权的个人出口收汇及具有对外贸易经营权的保税监管区域

外貨口座へ送金し、国内外貨振替管理の関連規定に従って行う。委託者側が代理者側よりの外貨振込みを受け取る際、照合・審査待ち口座に入金することはできず、オンライン照合・審査は行わない。

輸出買取、ノンリコースのフォーフェイティング及び輸出ファクタリング等の貿易融資項目下の輸出外貨受取・人民元転については、本弁法の規定に従って、オンライン照合・審査を行う。

第八条 企業が事情によって輸出受取外貨を国外へ戻す場合、外管局の輸出受取外貨照合管理の外貨返金、賠償関連規定に従って行う。

第九条 銀行及び企業は業務上の必要に応じて、所在地中国電子口岸カード作成センターへ操作員 IC カードの作成を申請し、操作の権限を得る。企業はその操作員 IC カードで照合・審査システムへアクセスし、輸出に相当する外貨受取限度額を確認する。

第十条 外管局は銀行と企業への輸出外貨受取・人民元転の現場、非現場検査を強化し、対外貨管理規定に違反する場合、「中華人民共和国外貨管理条例」及びその他関連規定に従って処罰する。商務部門は対外貿易経営権の届出管理を強化し、対外貿易の規範化を促進させ、対外貿易管理規定違反する場合、関係法律、法規に基づいて処罰する。税関は輸出貨物の監督管理を更に強化し、企業の輸出申告行為を規範化し、税関規定に違反する場合、「中華人民共和國税関法」、「中華人民共和國税関行政処罰実施条例」に基づいて処罰する。

第十一条 対外貿易経営権を有する個人の輸出外貨受取、及び対外貿易経営権を有する保税監

<p>内企业经营非保税货物的出口收汇，适用本办法。</p> <p>第十二条 本办法由国家外汇管理局、商务部、海关总署负责解释。</p> <p>第十三条 本办法自2008年7月14日起实施。以前规定与本办法不一致的，以本办法为准。</p> <p>附件一：出口收汇说明</p>	<p>督管理地域内の企業の非保税貨物の経営による輸出外貨受取に対し、本弁法を適用する。</p> <p>第十二条 本弁法について、国家外貨管理局、商務部、税関総署が解釈責任を負う。</p> <p>第十三条 本弁法は2008年7月14日より実施する。以前の規定が本弁と一致しない場合は、本弁法に従う。</p> <p>添付資料：輸出外貨受取の説明</p>
--	--

附表:

出口收汇说明

企业名称:	企业组织机构代码:
从出口收汇待核查账户结汇或划出资金金额合计:	
	万美元
一般贸易项下:	万美元
进料加工贸易项下:	万美元
其他贸易项下:	万美元
其中 2008 年 7 月 13 日前出口但 7 月 14 日后收汇的金额:	万美元
来料加工贸易项下:	万美元
其中实际收汇比例:	
预收货款项下:	万美元
其中外汇局依企业申请核准预收货款金额:	万美元
无货物报关项下:	万美元
是否为关联方交易	<input type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否
本企业申明: 本表所填内容真实无误。如有虚假, 视为违反外汇管理规定, 将承担相应后果。	

单位公章

填报人:

年 月 日

注:

本表仅供参考, 企业可参照制作或下载填写。

一般贸易: 指海关监管贸易方式为“0110 一般贸易”。

来料加工贸易: 指海关监管贸易方式为“0214 来料加工”和“0255 来料深加工”。

进料加工贸易: 指海关监管贸易方式为“0615 进料对口”、“0654 进料深加工”、“0664 进料料件复出”、“0700 进料料件退换”、“0715 进料非对口”、“0864 进料边角料复出”。

其他贸易: 指海关监管贸易方式为“0130 易货贸易”、“0513 补偿贸易”、“3010 货样广告品 A”、“3422 对外承包出口”、“3910 有
权军事装备”、“3939 无权军事装备”、“4019 边境小额”、“4039 对台小额”、“4561 退运货物”、“1110 对台贸易”、
“1215 保税工厂”、“1427 出料加工”、“1500 租赁不满一年”、“1523 租赁贸易”、“1616 寄售代销”。

无货物报关: 指未达到海关规定申报金额的邮寄出口。

关联方: 是指一方控制、共同控制另一方或对另一方施加重大影响, 以及两方或两方以上同受一方控制、共同控制或重大影响的, 构成关联方。控制是指有权决定一个企业的财务和经营政策, 并能据以从该企业的经营活动中获取利益。共同控制, 是指按照合同约定对某项经济活动所共有的控制, 仅在与该项经济活动相关的重要财务和经营决策需要分享控制权的投资方一致同意时存在。重大影响, 是指对一个企业的财务和经营政策有参与决策的权力, 但并不能够控制或者与其他方一起共同控制这些政策的制定。

添付資料：

輸出外貨受取の説明

企業名：	企業組織機構コード：	
輸出受取外貨照合・審査待ち口座からの人民元転或いは払い出し金額合計：	万米ドル	
一般貿易項目下：	万米ドル	
進料加工貿易項目下：	万米ドル	
その他貿易項目下：	万米ドル	
うち 2008 年 7 月 13 日以前に輸出し 7 月 14 日以降に受取る外貨の金額：	万米ドル	
来料加工貿易項目下：	万米ドル	
うち実際の外貨受取比率：		
前受金項目下：	万米ドル	
うち外管局が企業の申請に基づき批准した前受金額：	万米ドル	
貨物通関申告なし：	万米ドル	
関連企業との 貿易取引の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
企業声明：この表の申告内容に誤りはございません。万一虚偽があった場合は、外貨管理規定に違反したものとみなし、相応の処罰を受けます。		

企業公章

記入者：

年 月 日

注：

この表は参考とし、企業はこれを参照して作成するか、或いはダウンロードして記入すること。

一般貿易：税関監督管理貿易方式の「0100 一般貿易」を指す。

来料加工貿易：税関監督管理貿易方式の「0214 来料加工」、「0255 来料転廠」を指す。

進料加工貿易：税関監督管理貿易方式の「0615 進料一致」、「0654 進料転廠」、「0664 進料部品再輸出」、「0700 進料部品交換」、「0715 進料不一致」、「0864 進料端材再輸出」を指す。

その他貿易：税関監督管理貿易方式の「0130 バーター貿易」、「0513 補償貿易」「3010 商品見本公告品 A」、「3422 対外請負輸出」、「3910 有権軍事装備」、「3939 無権軍事装備」、「4019 国境小額貿易」「4039 対台湾小額貿易」、「4561 返送貨物」、「1110 対台湾貿易」、「1215 保税工場」、「1427 出料加工」、「1500 リース一年未満」、「1523 リース貿易」、「1616 委託代理販売」を指す。

貨物通関申告なし：税関が規定する通関申告金額に満たない郵便輸出を指す。

関連企業：一方の企業がもう一方の企業を支配、或いは共同でもう一方の企業に対して支配、或いは重大な影響を及ぼすこと、また二つ或いは二つ以上の企業が、一つの企業の支配、重大な影響を受けることを、関連企業を構成するという。支配するとは、企業の財務と経営政策の決定権を有し、且つ当該企業の経営活動から利益を得られることをいう。共同支配とは、契約約定に基づくある経済活動に対する共同支配のことで、当該経済活動と関連する重要財務と経営決定に支配権を共有する必要がある投資企業と一致して同意したときのみ存在する。重大な影響とは、一つの企業の財務と経営政策に参与、決定権を有するが、支配したり、その他企業とともに共同でこれら政策制定を支配することができないことをいう。

※弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
※なお、法的解釈等につきましては、政府当局や顧問弁護士等へご相談ください。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;">国家外汇管理局关于实施《出口收结汇联网核查办法》有关问题的通知</p> <p style="text-align: center;">发布时间:2008-07-02 文号:汇发〔2008〕31号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>国家外汇管理局、商务部、海关总署于2008年7月2日联合发布《出口收结汇联网核查办法》（汇发〔2008〕29号，以下简称《办法》），现就《办法》实施的有关外汇管理问题通知如下：</p> <p>一、2008年7月14日起，在中国电子口岸试运行出口收结汇联网核查系统（以下简称核查系统）。2008年8月4日起正式运行。</p> <p>核查系统试运行之日起，外汇指定银行（以下简称银行）应当按照《办法》规定，对企业出口收汇（包括出口项下境外收汇和符合规定的境内收汇，含预收货款，下同）进行出口电子数据联网核查。</p> <p>二、企业出口收汇应当按照《办法》规定先进入出口收汇待核查账户（以下简称待核查账户）。待核查账户纳入外汇账户管理信息系统，代码为1101。</p> <p>待核查账户收入范围限于企业出口收汇。待核查账户支出须经银行联网核查后方可办</p>	<p style="text-align: center;">国家外貨管理局</p> <p style="text-align: center;">「輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合・審査弁法」の実施に関する通知</p> <p style="text-align: center;">公布日：2008年7月2日 通達番号：匯発〔2008〕31号</p> <p>国家外貨管理局各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局；各中資外為指定銀行：</p> <p>2008年7月2日、国家外貨管理局、商務部、税関は共同で「輸出外貨受取・人民元転のオンライン照合・審査弁法」（匯発〔2008〕29号、以下「弁法」と略称）を公布したが、ここに「弁法」実施の外貨管理に関わる問題について、以下のとおり通知する。</p> <p>一、2008年7月14日より、「中国電子通関」（中国電子口岸）において、輸出外貨受取・人民元転の照合・審査システム（以下照合・審査システムと略称）を試験的に導入する。2008年8月4日より正式に導入する。</p> <p>照合・審査システム導入日より、外貨指定銀行（以下銀行と略称）は、「弁法」の規定に基づき、企業の輸出外貨受取（輸出項目下の国外外貨受取と規定に合致する国内外貨受取、前受金を含む、以下同様）に対して、輸出電子データオンライン照合・審査を行わなければならない。</p> <p>二、企業の輸出外貨受取は「弁法」の規定に基づき、まず照合・審査待ち輸出外貨口座（照合・審査待ち口座と略称）に入金する。照合・審査待ち口座は、コード1101とし、外貨口座管理情報システムで管理される。</p> <p>照合・審査待ち口座の収入範囲は、企業の輸出</p>

理，其支出范围包括经银行联网核查后结汇、划入该企业经常项目外汇账户以及经外汇局批准的退汇等其他外汇支出。待核查账户之间不得划转。账户余额按活期存款计息。

三、银行为企业办理待核查账户内资金结汇或划出手续时，应当按照《办法》规定，在核查系统中企业相应贸易类别可收汇额范围内进行收汇核注（即在核查系统中录入实际结汇或者划出金额，扣减对应可收汇额，下同）：

（一）一般贸易、进料加工贸易或者边境小额、对外承包出口等其他贸易类别的出口可收汇额，分别等于相应出口贸易类别逐笔出口货物报关单成交总价之和；

（二）来料加工贸易的出口可收汇额，等于该出口贸易类别逐笔出口货物报关单成交总价与收汇比例乘积累加之和；

（三）预收货款可收汇额，依据企业已登记预收货款和前 12 个月出口收汇情况，由贸易信贷登记管理系统生成。船舶、大型成套设备出口等特殊行业以及出口买方信贷项下提前收汇的企业，可根据实际情况，向所在地外汇局申请提高预收货款可收汇额。申请时应提交书面申请、出口合同以及外汇局要求的其他材料。外汇局自收到完整材料之日起 20 个工作日内作出核准或不核准的决定。

外貨受取額に制限される。照合・審査待ち口座からの支払いは、銀行のオンライン照合・審査後に行うことができ、その支払い範囲は銀行オンライン照合・審査を経た人民元転を含み、当該企業の經常項目外貨口座、及び外貨管理局の批准を経た返金等のその他外貨支出に振り替える。照合・審査待ち口座間で振り替えを行ってはならない。口座残高は普通預金に準じて利息計算する。

三、銀行は、企業のために照合・審査待ち口座内で資金を人民元転或いは送金手続きする際、「弁法」の規定に基づき、照合・審査システム上で、企業の貿易分類別外貨受取限度額の範囲内で受取外貨の消し込みを行う。（その際、照合・審査システム上で人民元転、送金金額を登録し、相当する外貨受取限度額を控除する。以下同様）

（一）一般貿易、进料加工貿易或いは小額国境貿易・对外請負輸出等のその他貿易類の輸出外貨受取限度額は、それぞれ相当する輸出貿易分類の個別輸出貨物通関申告書の取引総額の合計とする；

（二）来料加工貿易の輸出外貨受取限度額は、該当する輸出貿易分類のそれぞれの輸出貨物通関申告書の取引総額と外貨受取比率の積の合計とする；

（三）前受金の外貨受取限度額は、企業の登記済み前受金と直近 12 ヶ月の輸出外貨受取状況に基づいて、貿易貸出登記管理システムを経由して算出される。船舶、大型プラント輸出等特別な業種及びバイヤーズ・クレジット項目下で前もって輸出の外貨を受取る企業は、実情に合わせて、所在地の外管局に前受外貨受取額の引上げを申請できる。申請する際は、書面申請、輸出契約及び外管局が要求するその他資料を提出しなければならない。外管局は、必要資料を受取った日から

企业预收货款对应的货物实际报关出口后，其经联网核查后结汇或者划出的金额，从该企业相应贸易类别出口可收汇额中扣减。

四、来料加工贸易收汇比例由国家外汇管理局各分局、外汇管理部（以下简称各分局）依据当地实际情况核定，报国家外汇管理局备案后确定。

对于来料加工贸易实际收汇比例高于核定比例的，企业从待核查账户中办理结汇或划出时，除提交《办法》规定的单证外，还应向银行提供对应的出口合同、加盖海关验讫章的出口货物报关单（收汇核销联，下同）正本及其加盖企业公章的复印件。银行应在核查系统中记录该笔收汇对应的出口货物报关单号、出口合同号 and 实际收汇比例，核注核查系统相对应的可收汇额后，为其办理结汇或划出手续。

企业来料加工贸易项下单笔出口货物报关单实际收汇比例高于 25% 的，办理银行应当于每月初 5 个工作日内以书面形式，汇总报告所在地外汇局，并附相关单证复印件。

五、2008 年 6 月 30 日（含）之前出口未收汇的，依据出口收汇核报系统中企业的应收汇和已收汇情况确定其可收汇额，计入核查系统的“其他贸易”栏目。企业在通过待核查账户办理此类出口收汇的结汇或划出手续时，银行应核查该栏目出口可收汇额并在其范围内进行收汇核注。

20 営業日以内に、許可、不許可の決定を下さなければならない。

企業は、前受金に相当する貨物の通関輸出後に、そのオンライン照合・審査を経た人民元転或いは送金金額を、当該企業の貿易分類に基づく輸出外貨受取額から控除する。

四、来料加工貿易の外貨受取比率は、国家外貨管理局各分局、外貨管理部（以下、各分局）が各地の実情に基づいて査定し、国家外貨管理局に届出を行った後に確定する。

来料加工貿易の実際の外貨受取比率が査定比率を上回る場合、企業は「照合・審査待ち口座」から人民元転・送金を行う際に、「弁法」で規定する書類のほか、銀行に輸出契約、税関が取扱印を押捺した輸出貨物通関申告書（「受取照合書」、以下同様）の原本及び社印を押捺したコピーを提出しなければならない。銀行は照合・審査システムに当該外貨受取の輸出貨物通関申告書の番号、輸出契約番号と実際の外貨受取比率を記録し、照合・審査システムの相応の外貨受取金額を照合・消し込みを行った後、人民元転・送金手続きを行う。

来料加工貿易項目下の輸出貨物通関申告書の実際の外貨受取比率が 25% 以上の場合、銀行は月初から 5 営業日以内に、書面にて、所在地外管局に一括報告し、関連書類のコピーも添付する。

五、2008 年 6 月 30 日（同日を含む）以前に輸出し、外貨を受け取っていない場合、輸出外貨受取照合・報告システム上の企業の受取必要額と受取済み金額の状況に基づき外貨受取限度額を確定し、照合・審査システムの「その他貿易」欄に記入する。企業は照合・審査待ち口座を通して同類の輸出受取外貨の人民元転・送金手続きの際、

<p>六、核查系统试运行期间，由于系统或网络故障等原因，无法按照《办法》规定对出口收汇实施联网核查的，企业可持对应的加盖海关验讫章的出口货物报关单，办理待核查账户中对应收汇的结汇或划出手续。银行应当按照《办法》规定审核相应单证后办理。</p> <p>企业凭出口日期在 2007 年 12 月 31 日(含)前的出口货物报关单办理待核查账户资金结汇或划出的，应当先到所在地外汇局按规定办理核销等手续。银行凭外汇局相关处理决定为企业办理待核查账户内对应收汇的结汇或者划出手续。</p> <p>企业不得伪造、涂改、借用出口货物报关单办理出口收汇，已办理收汇或进料抵扣收汇的出口货物报关单不得重复用于收汇。</p> <p>七、银行按《办法》及本通知规定为企业办理待核查账户内资金结汇或划出后，应在相应单证正本上签注已收汇情况并加盖银行业务公章，留存《出口收汇说明》及相关单证复印件五年备查。</p> <p>八、《办法》实施之日起，《国家外汇管理局关于现阶段完善出口预收货款和转口贸易收汇管理有关问题的通知》(汇发〔2005〕33号)、《国家外汇管理局关于进一步改进贸易收汇与结汇管理有关问题的通知》(汇发〔2006〕49号)、</p>	<p>銀行は当該欄の限度額に照らし合わせ、限度額内で受取外貨の照合・取消を行う。</p> <p>六、照合・審査システムの試行期間中、システム或いはネットワーク故障等の原因で、「弁法」規定に基づき、輸出外貨受取のオンライン照合・審査を行うことができない場合、企業は税関押捺済の輸出貨物通関申告書をもって、照合・審査待ち口座の受取外貨の人民元転・送金手続きを行う。銀行は「弁法」の規定に基づき、関連書類を審査後に処理する。</p> <p>企業は、2007年12月31日(同日を含む)以前の輸出貨物通関申告書をもって照合・審査待ち口座の資金の人民元転・送金を行う場合、事前に所在地外貨管理局で規定に基づき照合等の手続きをしなければならない。銀行は外管局による関連の処理決定に基づき、企業の照合・審査待ち口座の該当受取外貨の人民元転・送金手続きを行う。</p> <p>企業は輸出貨物通関申告書を偽造、修正、借用して輸出外貨受取を行ってはならない。外貨受取済或いは進料・外貨受取相殺処理済の輸出貨物通関申告書で重複して外貨受取を行ってはならない。</p> <p>七、銀行は「弁法」及び本通知規定に基づき、企業の照合・審査口座の資金の人民元転・送金を行った後、関連書類の原本に外貨受取済の状況を注記し、銀行の業務公印を押捺し、「輸出外貨受取説明」及び関連書類のコピーを5年保管する。</p> <p>八、「弁法」実施日より、「国家外貨管理局 現段階の輸出前受金と中継貿易外貨受取り管理の改善に関する通知」(匯發〔2005〕33号)、「国家外貨管理局 貿易外貨受取と人民元転管理の更なる改善に関する通知」(匯發〔2006〕49号)、「国</p>
---	--

《国家外汇管理局关于认真贯彻执行贸易收汇与结汇管理政策有关问题的通知》(汇发〔2006〕67号)和《国家外汇管理局关于进一步完善结汇“关注企业”管理有关问题的通知》(汇发〔2007〕45号)废止。

各分局收到本通知后,应尽快转发所辖中心支局、支局、外资银行、地方性商业银行和相关单位。各分局要加强政策实施的组织工作,及时对辖内机构、银行开展培训,做好政策解释和操作说明工作,便利银行和企业办理业务。各中资外汇指定银行收到本通知后,应尽快转发至所属分支机构。执行中如遇问题,请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话:

国家外汇管理局经常项目管理司 陈捷琼

010-68402450

国家外汇管理局资本项目管理司 梁勇

010-68402250

国家外汇管理局信息中心 王毅

010-68402499

二〇〇八年七月二日

国家外貨管理局 貿易外貨受取と人民元転の管理政策の執行に関する通知(匯発〔2006〕67号)、「国家外貨管理局 人民元転「要注意先企業」の管理の更なる改善に関する通知(匯発〔2007〕45号)を廃止する。

各分局は本通知を受け取った後、直ちに所轄の中心支局、支局、外資銀行、地方性商業銀行と関連部門に転送すること。各分局は政策実施の執行を強化し、所轄内の機構・銀行に早急に研修を行い、政策の解説と操作説明を行い、銀行と企業の業務処理の利便性を高めること。各中資外為指定銀行は本通知を受け取った後、直ちに分支機構に転送すること。執行中問題が発生した場合は、直ちに国家外貨管理局に報告すること。

連絡先:

国家外貨管理局經常項目管理司 陳捷琼

010-68402450

国家外貨管理局資本項目管理司 梁勇

010-68402250

国家外貨管理局情報センター 王毅

010-68402499

二〇〇八年七月二日

【日本語仮訳：三菱UFJリサーチ&コンサルティング】